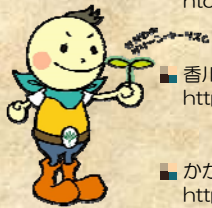


■ 開業に興味のある方は、次の資料も参照ください。

■ 農林水産省 「農林漁家民宿 開業・運営の手引き」
ntour.jp/green2015/2016/03/31/農林漁家民宿-開業・運営の手引き(ダウンロード/



■ 香川県 「田舎に泊まろう」
http://www.pref.kagawa.lg.jp/nosonseibi/green/model/inakani_tomarou.pdf



■ かがわで楽しむ! グリーン・ツーリズム
http://www.pref.kagawa.lg.jp/nosonseibi/green/model/gt8.pdf



【農林漁業体験民宿開業に関する相談窓口】

農林漁業体験民宿についての総合相談

機関等の名称	担当課・グループ	電話番号	所管市町
香川県農政水産部農村整備課	農村環境グループ	087-832-3449	県下全域

旅館業法・食品衛生法に関すること

機関等の名称	担当課・グループ	電話番号	所管市町
東讃保健福祉事務所	衛生課	0879-29-8270	さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町
小豆総合事務所	衛生課	0879-62-1374	土庄町、小豆島町
中讃保健福祉事務所	衛生課	0877-24-9964	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
西讃保健福祉事務所	衛生課	0875-25-4383	観音寺市、三豊市
高松市保健所	生活衛生課	087-839-2865	高松市

消防法に関すること

機関等の名称	担当課・グループ	電話番号	所管市町
高松市消防局	予防課	087-861-1504	高松市・三木町・綾川町
丸亀市消防本部	予防課	0877-25-4004	丸亀市
坂出市消防本部	予防課	0877-46-0983	坂出市・宇多津町
善通寺市消防本部	予防課	0877-64-0193	善通寺市
多度津町消防本部	予防係	0877-33-0119	多度津町
仲多度南部消防組合消防本部	予防課	0877-73-4974	琴平町・まんのう町
大川広域消防本部	予防課	0879-24-1784	さぬき市・東かがわ市
三観広域行政組合消防本部	予防課	0875-23-3972	観音寺市・三豊市
小豆地区消防本部	予防課	0879-62-2220	土庄町
小豆島東消防署	予防課	0879-82-0119	小豆島町
直島町	総務課	087-892-2222	直島町

建築基準法・浄化槽に関すること

機関等の名称	担当課・グループ	電話番号	所管市町
香川県土木部建築指導課	審査・指導グループ	087-832-3611	県内全域（高松市内を除く）
小豆総合事務所	用地管理課建築指導担当	0879-62-1334	土庄町、小豆島町
長尾土木事務所	総務課建築指導担当	0879-52-2588	さぬき市、東かがわ市、三木町
中讃土木事務所	総務課建築指導担当	0877-46-3183	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
西讃土木事務所	総務課建築指導担当	0875-25-1001	観音寺市、三豊市
高松市都市整備局建築指導課	建築審査第二係	087-839-2488	高松市

水質汚濁防止法に関すること

機関等の名称	担当課・グループ	電話番号	所管市町
東讃保健福祉事務所	環境管理室	0879-29-8268	さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町
小豆総合事務所	環境森林課	0879-62-2731	土庄町、小豆島町
中讃保健福祉事務所	環境管理室	0877-24-9966	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
西讃保健福祉事務所	環境管理室	0875-25-6431	観音寺市、三豊市
高松市	環境指導課	087-834-5755	高松市

下水道法、農業集落排水施設に関することは、市町の下水道又は農業集落排水担当課へお問い合わせください。



人とのふれあいで豊かに！ 農林漁業体験民宿を開業しよう！

農林漁業体験民宿とは

農林漁業体験民宿は、都市に住む人々が緑豊かな農山漁村での交流を楽しむ「グリーン・ツーリズム」の拠点として、農林漁業体験や自然体験などの「田舎体験」を、農山漁村にある様々な地域資源を活用しながら宿泊者に提供する宿のことです。

農林漁業体験民宿の開業に当たっては、旅館業法の営業許可等を取得する必要がありますが、近年は、様々な基準の緩和により初期投資の軽減が図られ、経済面においても以前より取り組みやすくなっています。農林漁業体験民宿を開業し、多くの人々とふれあい、これまで以上に豊かな暮らしをしてみませんか!?



■ 農林漁業体験民宿は、次のサービスを提供する施設です。

◆ 宿泊場所 ◆
客間として提供できる部屋が1つ以上あれば可能。離れ、空き家もOK!
※平成15年に面積要件が撤廃され、客室面積33㎡未満でも営業許可を得ることが可能に。(旅館業法上は、簡易宿所として営業。)

◆ 農林漁業体験 ◆
体験メニュー例のとおり
※宿泊者が滞在の際に出来る、いつも行っている農林漁業の作業が立派な体験になる。
※自分でできない体験は、近隣の農林漁家に依頼してもOK。

◆ 食事（素泊まり可） ◆
素泊まり、近隣の飲食店の紹介でもOK!
※素泊まり、宿泊者の自炊、宿泊者との共同調理、近隣飲食店の紹介など、食事を提供しない場合は、「飲食店営業許可」が不要。

体験メニュー例

農村地域	山村地域	漁村地域
田植え・稲刈り等米の栽培作業、野菜・果物の栽培作業や収穫作業、もちつき、そば打ち、漬物作り、こんにゃく作り、地域の伝統行事、かかし作り、農業用ため池への案内、郷土料理教室等の利用 など	下草刈り、枝打ち、粟拾い、雑草栽培、干しシイタケ作り、山菜採り、山菜料理作り、炭焼き、木工細工、つる細工のクラフト作り、竹細工、森林散策、里山案内 など	タコ飯等郷土料理作り、ワカメ採り、浜釣り、地引網、刺し網漁、網の管理、魚のさばき方、干物作り、シーグラスや貝殻での小物作り など



裏の畑でダイコンの収穫体験



刈り取った稲のハゼ掛け体験



ハラ寿司の共同調理

■ 農林漁業体験民宿の開業に要する費用

■ 開業に要した費用は様々ですが、一例は次のとおりです。

開業者	費用(円)	購入した資材・工事	営業スタイル
Aさん	1,800,000	部屋の間仕切り・消防設備(火災報知器等)工事、防災カーテン、寝具、冷暖房設備	空き部屋利用 飲食店との連携
	【コメント】 「おばあちゃんの家みたい。」という意見もあり、家にあまり手を加えない形でのリフォーム。開業までの費用を安く抑えたいので、来る人も納得の民宿に。改修は必要などところだけで問題ありません。		
Bさん	2,500,000	改修用木材、電動工具、消防設備(火災報知器等)工事、窓の設置、畳替え	空き家利用 自炊・共同調理
	【コメント】 造りの捨てた100年の古民家の壁、床、天井などを、納得のいく自分たちでリフォーム。テーブルなども知り合いが捨てる物を譲ってもらい、柿渋を塗って再利用するなど、安くても心を込めて造りました。		
Cさん	10,000,000	リフォーム、防災カーペット・カーテン、寝具、消防設備(火災報知器等)工事	空き家利用 自炊・共同調理
	【コメント】 天井に穴があき、床もボロボロだった空き家を、移住者でも住めばと思いリフォームをしていたところ、知人のアドバイスがあり、民宿を開業することに。リフォーム中だったので、民宿に必要な設備も一緒に設置することができました。		

※ 消防設備工事の費用は、延床面積や部屋数などにより異なり、Aさんの場合60万円、Bさんの場合14万円です。
※ 建物を現状のまま活用するのであれば、費用をさらに抑えることができます。

例えば、次のようなスタイルで営業されています。

■ 自炊+農林漁業体験 (Dさんの場合)

料金	1泊3,000円/人 3歳以上小学生以下1,500円/人 2歳以下無料
定休日	-
営業時間	チェックイン15時、チェックアウト10時
食事	自炊(近隣のカフェで弁当の予約可能。パーベキューセットの貸し出しも有)
体験	農業、染物、陶芸、郷土料理作りなど(地域の方と連携した豊富な体験メニュー)



■ 朝食、朝夕食付+農林漁業体験 (Eさんの場合)

料金	1泊3,000円/人 小学生以下2,000円/人(食事代別。下欄のとおり。)
定休日	4月~10月までの営業。火・水曜日休み。
営業時間	チェックイン15時、チェックアウト9時(要相談で変更可)
食事	1階のお食事処で提供(火・水・木が定休日)。または、共同調理。夕食1,500円~朝食500円(予約時に申込み)
体験	朝食・夕食の共同調理、野菜や果物の収穫・農作業、郷土料理のタコ飯作り



■ 共同調理+農林漁業体験 (Fさんの場合)

料金	1泊3,000~3,500円/人 1部屋1~3名程度
定休日	週に2組まで
営業時間	チェックイン15時、チェックアウト10時
食事	【朝食】共同調理で提供(自炊も可能)【夕食】-
体験	野菜の収穫、島の食材をいかした共同調理、郷土料理のごう汁・いきす豆腐作り(要相談)



■ 飲食店との連携+農林漁業体験 (Gさんの場合)

料金	3,500円/人 1部屋2名まで
定休日	定休日(12/25~1/10)
営業時間	チェックイン15時、チェックアウト10時
食事	併設の甘香工房が調理(自炊も可能) 【朝食】自家製のジャム・サラダ付きのパン食【夕食】新米漁師飯
体験	栗拾い、ワカメ採り、刺し網漁、農業体験(レモン農家の手伝い)(すべて要相談)



【経営者のコメント】

- ▶ 開業にかかる各種手続きは、県に「農林漁業体験民宿業確認書」を交付してもらったことや、県・市町の担当者の助言もあったことから、スムーズに行うことができた。まずは話を聞いてみるのが大事。
- ▶ 自分とは異なる世代や外国の方など、様々なお客さんがいらっしゃるため、多くの体験や発見ができ、楽しく営業している。皆さんが送ってくださるお礼状や写真などは楽しみのひとつ。つながりがどんどん広がっており、充実した日々を送っている。また、お客さん同士が仲良くなり、連絡先を交換しているのを見るとやりがいを感じる。
- ▶ 民宿の改修では、自分たちだけではできないことから、パソコンを活用して手伝ってくれるボランティアを募集。地域の方々と助け合いながら民宿づくりを進めることが楽しい。民宿は、地域の文化や豊かさを発信するため、また、地域の方が誰かとおしゃべりするための拠点として続けていきたい。
- ▶ 食事については、提供せず自炊してもらうことで、自分の体力に見合う形で始めることができた。
- ▶ 昔から地域に伝わる郷土料理を提供して、お客さんがおいしいと喜ぶ笑顔を見ることが幸せ。



■ その他にも次のような営業スタイルがあります。

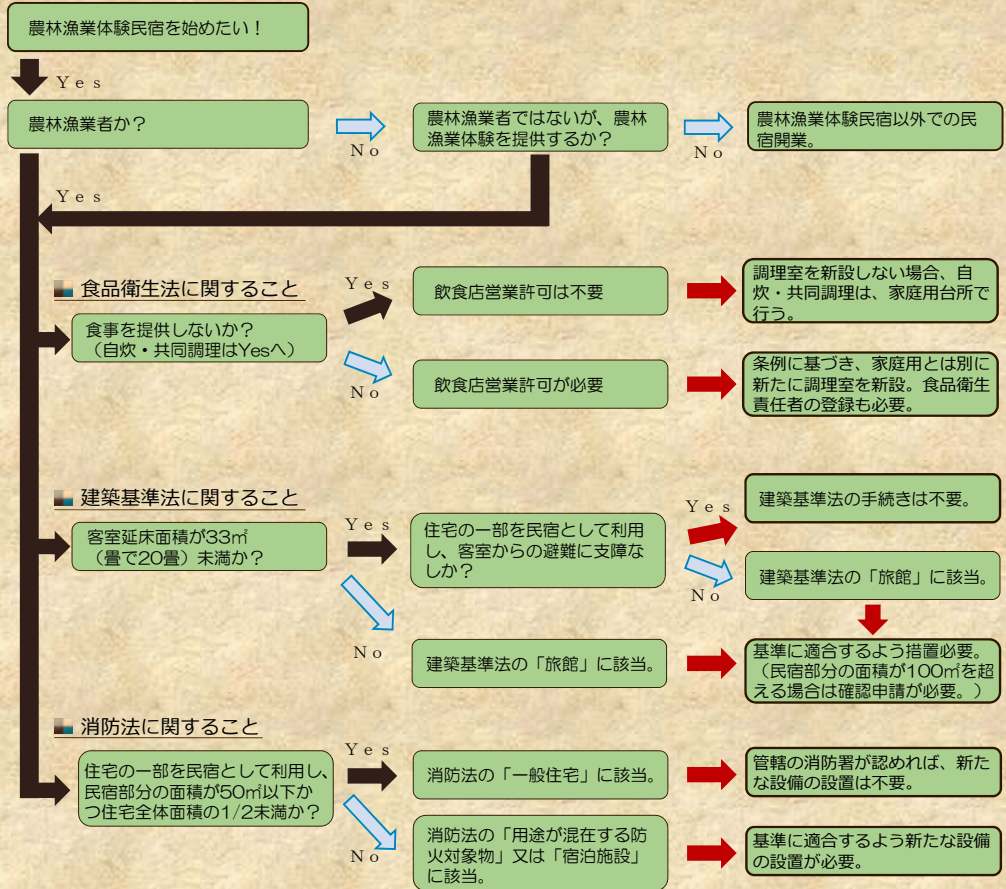
型式	営業方法	活用方法	特徴
通年型	1年を通して営業	空き部屋活用	▶ 母屋の空き部屋を客室として利用。 ▶ 開業の初期投資を抑えることが可能で、規制緩和により増加している活用方法です。
季節型	農閑期や夏休み期間など、特定の時期のみ営業	別棟活用	▶ 新築、小屋の活用、離れの空き部屋などの活用スタイル。 ▶ のんびりゆっくりと滞在を楽しみたい、気兼ねなく泊まりたい客層向けです。
週末型	土日、祝日のみ営業	空き家活用	▶ 現在空き家になっている家屋を活用。新築に比べ開業に係る投資が少なくすみます。 ▶ 地域の空き家問題の解決策の一つになります。

※開業事例を調べたり、実際に宿泊して経営者から体験談を聞くことが非常に参考になります。

※考えがある程度まとまった段階で、家族と十分に話し合しましょう。その後、役割分担、営業スタイルを決めましょう。

■ 農林漁業体験民宿と関係法令について

農林漁業体験民宿を開業する際に関係法令は次のとおりです。県では、農林漁業体験民宿を始める際の手続きをスムーズに行うことができるよう、「農林漁業体験民宿業確認書」を交付しています。まずは、裏面相談窓口の「農林漁業体験民宿についての総合相談」までお問い合わせください。



注)「民宿部分の面積」とは、お客さんが使用する客間、トイレ、風呂場などの面積。家族併用の場合は面積按分します。詳細は各窓口にて。

【その他関係法令について】

■ 旅館業法に関すること

- ▶ 農林漁業体験民宿を開業するには、旅館業の営業許可が必要になります。
- ▶ 浴室、トイレ、洗面所については、香川県では家庭用との兼用が可能です。食事を提供される場合の厨房施設については、食品衛生法によります。

■ 浄化槽法・下水道法・農業集落排水施設など汚水処理に関すること

- ▶ 浄化槽の規模を変更し、「浄化槽設置届」の提出が必要となる場合があります。
- ▶ 下水道や農業集落排水施設に接続する場合は、事前に届出が必要となります。

■ 水質汚濁防止法に関すること

- ▶ 農林漁業体験民宿を開業する場合は、事前に届出が必要となります。



※ 手続きで不明なところがあれば、悩まずに相談窓口にお問い合わせましょう。